

これまでの議論を踏まえた
「行動計画改定の基本的な考え方」について（1）

① 平時の備えの整理・拡充 関係

①平時の備えの整理・拡充

1. 基本的な視点（第1回推進会議資料）

<①平時の備えの整理・拡充>

- ・ 令和3年の医療法改正により医療計画に感染症対応が位置付けられ、令和4年の感染症法等改正等により平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されるなど、新型インフルエンザ等対策では、平時からの準備の重要性が再確認された。
- ・ こうした各分野における平時の備えについて、現行の行動計画の記載から、より重点的に整理・拡充することが必要ではないか。

2. 推進会議でのご意見

【これまでの主なご意見（平時の備えの整理・拡充（1））】

- 行動計画の議論では、次の感染症危機にどう対応するかのあるべき姿を具体的に共有した上で、その実現のために、平時にどこまでの投資を行い、どの段階まで準備を進めるべきかの議論が重要。
- 政府対策本部の設置前後にも突発的に大きな事象が生じ得るため、感染早期の段階における初動対応の体制づくりも重要。
- パンデミックに至る危機かどうかの見極めまでの段階は動きが取りにくい時期であるため、初動対応の発動は明確に宣言して、その時期から政府として動き出せるように中長期的に準備しておく必要。
- 国内発生や未知の感染症の場合も含め様々なパターンを想定した上で、1例目をどのように探知するのかを整理しておく必要。
- 訓練は大変重要であり、国内での発生も含め、様々なケースを想定した上で、特定のシナリオを作成し平時から訓練を行うべき。
- 行政機関以外の関係者にも趣旨を理解して訓練に参加してもらうことや、感染症危機も常に起こり得るという認識を国民に持ってもらうことが重要。

①平時の備えの整理・拡充

2. 推進会議でのご意見（続き）

【これまでの主なご意見（平時の備えの整理・拡充（2））】

- 多くの人に感染症危機に対してどのように備えているかを知ってもらうことは大事。そのためにも、多くの人に平時でも有事の際にも読んでもらえるような行動計画を目指して書き方などは工夫すべき。
- 平時から物資確保や、疫学／臨床情報・患者検体収集の体制、医療資源の配分を考慮した医療体制構築が必要。
- 有事の時に検査が迅速にできるよう、機器の維持・管理や全国での役割分担も含め、平時の検査体制を整備すべき。
- 診断薬や治療薬、ワクチンなどの開発を初動段階から迅速に行えるような研究開発の体制づくりを平時から行うことが必要。
- 平時における準備がリスクコミュニケーションでも重要。有事における情報提供等が速やかにできる体制になっているかを確認するとともに、平時から感染症についてのリスクコミュニケーションを推進しておくべき。
- 国と自治体における連携・連絡調整において、双方向のコミュニケーションをより円滑に行う必要。
- 国と自治体や、行政と民間が連携して危機管理できるよう、デジタル化を一層推進すべき。
- 平時から海外の研究機関との連携を強化して、感染症発生の早期探知が可能となる情報収集のメカニズムを構築することが重要。
- 動物由来感染症などパンデミックを引き起こすリスク要因に対する予防活動や早期検知のための活動についても、パンデミックの予防という観点から行動計画でも考慮すべき。

3. 基本的な考え方の方向性

<①平時の備えの整理・拡充>

- これまでの議論も踏まえて、「平時の備えの整理・拡充」の視点については、以下のような方向性で「行動計画改定の基本的な考え方」についての議論を進めてはどうか。

【基本的な考え方の方向性】

- (1) 政府行動計画の改定に当たっては、近い将来に必ず起こり得る次の感染症危機において行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実現のために必要となる準備を政府行動計画に位置付けていくこと。
- (2) 初動対応については、国内発生や未知の感染症の場合も含め様々なパターンを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに政府として初動対応に動き出せるように体制整備を進めること。
- (3) 感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や国民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えを万全なものとするために、多様なシナリオや主体による訓練の実施などを通じて、平時の備えについて不断の点検・改善を行うことが重要であること。
- (4) 感染症法や医療法などの制度改正による医療提供体制の平時からの備えの充実をはじめ、コロナ対応の経験を踏まえ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制、ワクチン・治療薬・診断薬などの研究開発体制、リスクコミュニケーションなどについて平時からの備えを重視した内容を政府行動計画に充実させること。
- (5) 保健所などの負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方自治体の連携の円滑化などを図るためのDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進のほか、人材育成、国と地方自治体等の連携、研究開発への支援、国際的な連携など複数の項目に共通する横断的な視点を位置付けること。